

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する
指針等の検討結果報告

平成 15 年 6 月

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び
中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合

-
- 資料 6 - 1 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合委員名簿
- 資料 6 - 2 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合議事概要
(第 2 回～第 3 回)
- 資料 6 - 3 農薬でないとされるもの
- 資料 6 - 4 情報提供のあった資材のうち農薬として使用すべきでないもの
- 資料 6 - 5 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針
- 資料 6 - 6 特定防除資材（特定農薬）の整理フロー
- 資料 6 - 7 特定防除資材（特定農薬）として指定された資材に関連する情報提供について
- 資料 6 - 8 特定防除資材（特定農薬）の表示の指導について

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び
中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合委員名簿

氏名	所属役職	農業資材 審議会農 薬分科会 特定農薬 小委員会	中央環境 審議会土 壌農薬部 会農薬專 門委員会
安藤 正典	国立医薬品食品衛生研究所環境衛生化学部長		専門委員
石井 康雄	前(独)農業環境技術研究所環境化学分析センター長		専門委員
伊東 祐孝	J A セレサ川崎営農経済本部技術顧問		専門委員
井上 達	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長	専門委員	専門委員
上路 雅子	(独)農業環境技術研究所環境化学分析センター長	専門委員	
岡田 齊夫	(社)日本植物防疫協会研究所長		臨時委員
金森 房子	元(財)日本消費者協会理事		専門委員
亀若 誠	(社)農林水産技術情報協会理事長		臨時委員
北原 武	東京大学大学院農学生命科学研究科教授		専門委員
国見 裕久	東京農工大学農学部教授・大学院連合農学研究科長	専門委員	
櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長		臨時委員
須藤 隆一	東北工業大学環境情報工学科客員教授		委員長
中杉 修身	(独)国立環境研究所化学物質環境リスク研究センター長		臨時委員
廣瀬 雅雄	国立医薬品食品衛生研究所病理部長		専門委員
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長		専門委員
眞柄 泰基	北海道大学大学院工学研究科教授		臨時委員
牧野 孝宏	静岡県農業試験場技監・病害虫防除所長	専門委員	
村田 恵美子	神奈川県消費者の会連絡会代表幹事	臨時委員	
本山 直樹	千葉大学園芸学部 教授	委員(分科会長)	
森田 昌敏	(独)国立環境研究所統括研究官		臨時委員
山本 廣基	島根大学生物資源科学部教授		専門委員
行本 峰子	前(財)食品産業センター情報・技術協力部次長		専門委員
若林 明子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授		臨時委員

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会 土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合（第2回）（議事概要）

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成15年4月16日（水）13：30～17：00

場 所：経済産業省別館944会議室

2 出席者（敬称略）

委 員：安藤正典、石井康雄、伊東祐孝、上路雅子、岡田齊夫、金森房子、
亀若誠、北原武、国見裕久、須藤隆一、中杉修身、米谷民雄、牧野孝
宏、本山直樹、行本峰子

3 会議の概要

（1）特定農薬の指定に関する意見募集の結果等について

事務局から、特定農薬の指定に関する告示、特定農薬の指定に係る意見募集の結果、特定農薬に関連した有機JAS制度及び特別栽培農産物表示制度の動きについて説明があった。

（2）特定農薬として情報提供があったもののさらなる整理について

事務局から、特定防除資材の検討に当たり情報として寄せられた資材の扱いを明らかにするため、「農薬でないと言われるもの」と「農薬として使用すべきでないもの」の整理について説明があり、概ね妥当とされた。

（3）特定防除資材（特定農薬）の指定について

事務局から、特定防除資材として指定する際の薬効や安全性評価のガイドラインを検討するに当たっての論点メモについて説明があった。

検討の結果、

論点の項目としては概ね妥当ではないか、

評価項目が多くまた費用もかかることからデータの作成が現実的には困難となり、特定防除資材の指定はあまり進まないのではないか、農薬メーカーが農薬登録に当たり多大な労力と費用をかけて試験を実施していることとの公平性の確保が必要ではないか、

散布者のみならず、周辺への影響等の評価が十分か疑問が残る、

試験方法について、簡易的なものを開発することが必要ではないか、論点メモに記載された試験項目では安全性評価は不十分ではないか、

天然物については、成分の変動が大きく、また加工による成分変化もあることから慎重な検討が必要、
天然物、化学合成物質のいかににかかわらず同一の毒性評価が必要。
食品だからといってデータを省略すべきでない、
特定防除資材は商品ではなく物質として指定するので、特定防除資材の混合物の安全性についても慎重な検討が必要、
食品添加物として使われている物質とされても、食品衛生法に基づき定められた規格と同一なものかどうか不明であり、食品添加物と同一の物質であることをもって安全とはならない、
指定に当たってのデータは国も作成する必要があるのではないか、
天敵微生物は特定防除資材の検討対象とはしないとあるが、弱毒ウイルスは検討対象としても良いのではないか、
特定防除資材の定義からみて、使用方法・量の規定のないことから暴露評価が出来ないのではないか、ハザード評価のみで指定するということになるのと登録農薬よりも厳しい評価が必要、
等の意見が出された。

これらを踏まえて、事務局において特定防除資材の指定に当たっての評価ガイドラインを検討し、次回の合同会合でさらに検討することとなった。

また、本合同会合において、個々の資材について評価をしていただくことになることについて、了承された。

(以上)

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会 土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合（第3回）（議事概要）

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成15年5月21日（水）13：30～16：45

場 所：環境省第1会議室

2 出席者（敬称略）

委 員：安藤正典、石井康雄、井上達、上路雅子、岡田齊夫、金森房子、亀若誠、北原武、須藤隆一、中杉修身、牧野孝宏、村田恵美子、本山直樹、森田昌敏、行本峰子、若林明子

3 会議の概要

（1）特定農薬に関して情報提供があったもののさらなる整理について
事務局から、「農薬でない」とされるもの及び「農薬として使用すべきでないもの」の修正点について説明があり、妥当とされ、6月開催の農業資材審議会農薬分科会に報告することとなった。

（2）特定防除資材（特定農薬）の指定のための評価に関する指針（案）について

各委員の意見を踏まえてとりまとめた「特定防除資材（特定農薬）の指定のための評価に関する指針（案）」について事務局から説明し、検討が行われた。主な意見は以下のとおりであり、今後これらの意見を踏まえて指針（案）を修正し、6月に開催予定の農業資材審議会農薬分科会へ報告することについて了承が得られた。

特定防除資材の検討対象となる資材の整理について

- ・化学合成物質を特定防除資材の検討対象から除外することについては、原則としてはよいが、抽出や濃縮など化学合成物質の定義の境界線上のものがあると思われ、これらは検討対象にできるようにすべき。
- ・微生物農薬のうち、弱毒ウイルスに限っては一律に登録すべきとせず、特定防除資材の検討対象にできるようにすべき。

検討対象となる資材の評価優先度について

- ・評価優先度は、安全性に懸念があるもの、広く普及しているもの、評価できる資料が整っているものについて農林水産省及び環境省が協議の上決めるということでよい。

薬効に関する資料及び評価の目安について

- ・ 公的機関の試験結果を必要とすることについては、公的機関に準ずる機関を認めている農薬登録制度と同様であればよい。
- ・ 防除価は、登録農薬の最低レベルの「50」基準とすることでよい。

安全性に関する資料及び評価の目安について

- ・ 抽出物については、目的とする物質だけを取り出す高度な製法を用いた場合は原材料が食品であっても安全とは限らないため、抽出方法の情報も踏まえて判断すべき。
- ・ 暴露量評価に関する資料については環境影響を判断する資料も必要。
- ・ 含有成分は可能な範囲で必要とすべき。
- ・ 魚毒性の評価は有効成分ではなく製剤で行うことが妥当ではないか
- ・ 安全性が高いと考えられたものであっても大量・広範に使用された場合に環境への悪影響が起こる場合があることを考慮すべき。この点から使用状況の情報は必要で使用量が増大した際にはリスク管理策を講じる必要が出てくるのではないか。

その他

- ・ 評価に必要な資料の収集は情報提供も含め農水省と環境省が行うのは良いが、ものによっては国自ら試験データの作成も行うことが必要。
- ・ 指定されたものが販売される場合には、有効成分や使用上の注意が表示されるよう指導すべき。

(以上)

農薬ではないとされるもの

1. 薬剤でないもの（物理的防除等）

(1) 情報提供のあったもの(1月21日の合同会合で説明したものを整理)

資材名・防除法名	手段の区分	対象病虫害等	記入されていた効果
水蒸気	熱	土壌病虫害	殺虫・殺菌
熱湯()	熱	土壌病虫害	殺虫・殺菌
温風	熱	-	成長調整(生育促進)
地中加温	熱	-	成長調整(生育促進)
太陽熱消毒法	熱・光	土壌病虫害	殺菌
UVカットフィルム	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
昆虫行動制御灯 (黄色蛍光灯)	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
誘蛾灯	光	害虫	誘引し、その後捕殺
反射マルチ	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
電灯、発光ダイオード 等による照明	光	病虫害	忌避、誘引等により被害軽減
紫外線投光器	光	病菌	溶液の殺菌
紙(紙マルチ)()	発芽・成長の阻止	雑草	発芽、成長を妨げる
多目的防災網	移動の阻止	害虫	侵入を妨げる
粘着板・粘着シート ()	移動の阻止	害虫	誘引し粘着させる
防虫網()・寒冷紗	移動の阻止	害虫	侵入を妨げる
防虫袋(果実袋)	移動の阻止	病虫害	侵入を妨げる
抗菌マルチ(銀使用)	移動の阻止	病虫害	侵入を妨げる

(注1) 上記のもののうち薬剤を染みこませたものは除く。

(注2) 印は1月30日の第6回農薬分科会資料9で事例として紹介。

(2) その他考え得るもの

資材名・防除法名	手段の区分	対象病虫害等	効果
UV(紫外線)反射フィルム	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
電撃殺虫器	光・電気	害虫	誘引し、電撃により殺虫
樹幹へのわら巻き	移動の阻止	害虫	わらに害虫を集め、焼却
溝掘り	移動の阻止	害虫	圃場の周りに溝を掘ることにより移動を阻止
水田の水(深水栽培)	発芽・成長の阻止	水田の雑草	発芽・成長を妨げる
爆音器	音	鳥獣	忌避

2. 農薬取締法上の天敵に該当しないもの

(1) 情報提供のあったもの(1月21日の合同会合で説明したものを整理)

動物

動物の種類	対象病虫害等	記入されていた効果
アイガモ() アヒル()	雑草、害虫	雑草の摂食・除去、害虫の捕食
スズメ	害虫	害虫の捕食
カエル	害虫	害虫の捕食
牛() ヤギ、羊	雑草	雑草の摂食
コイ() フナ、ドジョウ	雑草	雑草の摂食・除去
ハウネンエビ	雑草	雑草の摂食・除去

(注) 印は1月30日の第6回農薬分科会資料9で事例として紹介。

植物

植物の種類	対象病虫害等	記入されていた効果
ギニアグラス(イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
クロタリリア(マメ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
イリアライグ(イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
エンバク(イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
ソルゴー(イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
マリーゴールド(キク科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
ラッカセイ(マメ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
エンドウ等コンパニオンプラント	害虫	圃場の在来天敵を増やすことにより害虫の密度を減少
緑肥作物	土壌線虫等病虫害	他の作物との輪作により土壌病虫害の密度を減少

使用方法から見て天敵の使用に該当しないもの

- ・天敵昆虫の寄主が好む作物を植えることにより圃場の在来天敵を増やし、害虫を低密度に保つ。
- ・圃場にくず米をまいてスズメを呼び寄せ、ついでに害虫を食べさせる。
- ・無農薬栽培、減農薬栽培または天敵に影響の少ない農薬の使用により圃場中の天敵昆虫の数を増やし、害虫を低密度に保つ。

(2) その他考え得るもの

- ・病虫害等や雑草を食べることがある脊椎動物全般
- ・雑草を食べる水棲の貝や甲殻類全般
- ・土壌病虫害を減らす効果のある植物、他感作用により他の植物の生育を防ぐ植物、害虫を忌避したり天敵を呼び寄せる効果を有する植物など、植物全般

3. 肥料（成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの）に該当するもの
 （副次的に病害虫への抵抗性を高めたり、成長を促進する効果がある場合があるが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されるもの）

（1）情報提供のあったもの（1月21日の合同会合で説明したものを整理）

資材名	対象病害虫	対象農作物	記入されていた目的・効果
カリ肥料		野菜等	つや出し、糖度・品質向上
ケイ酸カリウム	各種病害虫	稲、野菜	耐病性等の向上、品質向上
ケイ酸石灰	各種病害虫	稲	耐病性等の向上
ケイ酸マグネシウム		果樹	生理落果防止、樹勢回復
硝酸カルシウム		農作物全般	倒伏軽減、生理障害の防止
硫酸カルシウム（石膏）		農作物全般	倒伏軽減、生理障害の防止
リン酸剤（リン酸肥料）		果樹	品質向上
ポリリン酸カリウム		果樹	着果促進、品質向上
塩化カルシウム		トマト	カルシウム欠乏による尻腐れ病の防止
硫酸マグネシウム		作物全般	マグネシウム欠乏症の防止
ホウ素入りカルシウム		野菜等	生理障害の防止
EDTA-4H のカルシウム塩		野菜、果樹、花き等	カルシウム欠乏、浮き皮の防止

（注1）その他、肥料である硫酸アンモニウムをナメクジの防除に、尿素肥料を雑草の防除に使用しているという情報提供があったが、肥料の用途外使用であり、この表には掲げなかった。

（注2）資材名は、情報提供のあった名称を用いており、肥料取締法上の肥料の種類とは一致しない。

（2）その他考え得るもの

植物に栄養を与える目的で植物又は土壤に与えられる資材

4. 使用方法からみて農薬に該当しないもの

- ・情報提供のあったもの(1月21日の合同会合で説明したものを整理)

資材名	対象農作物	記入されていた目的・効果
ヒカゲノカズラの胞子(石松子)	果樹	赤い色を利用し、人工授粉用の花粉に混ぜ、目印・増量剤として使用
固形アルコール	カキ	渋柿の渋取り
コロイド性炭酸ナトリウム	イチジク	樹幹の凍結防止
酸化(二酸化)チタン	施設栽培	散布後や養液栽培中の農薬の分解促進
食用着色料	野菜	植物成長調整剤に混ぜ薬剤が付着したかどうかを確認
にがり	作物全般	食味向上、品質促進
Eフレグ リューク(不凍液)	秋まき小麦	防除機械に混ぜ機械の凍結を防止
木工用ボンド	果樹	選定や接ぎ木の断面に塗り、固化させて病菌の侵入を防ぐ
水(普通の水) (注1)	施設野菜	葉面散布してうどんこ病を防ぐ

(注1) 水は様々なものを溶かす性質があるが、常温では不活性物質であり、使用方法に関わらず「薬剤」には該当しないと考えられる。

(注2) この他、農業施設や機具等の消毒にのみ使用されているという薬剤に係る情報提供があったが、こうした薬剤であっても農産物の防除目的で使用された場合は農薬に該当するため、この表には掲げなかった。

情報提供のあった資材のうち農薬として使用すべきでないもの

(使用する場合には農薬登録が必要)

特定農薬の調査で情報提供のあったもの			農薬に関する情報			登録農薬以外のものが使用された場合の安全性に関する情報等
資材名	対象病虫害 / 農作物	使用方法・目的	農薬の有効成分名、種類等	失効年	対象病虫害、農作物、目的等	
ナフサク (- ナフタリン酢酸)	果樹等農作物全般	果実の肥大、徒長防止のため散布、根灌水	ナフサク (- ナフタリン酢酸) (植物成長調整剤)	S51 年失効	リンゴ、ナシ等の果樹、茶、桑、バラ等に対する落下防止、発根促進に使用	慢性毒性の評価がなされていないことから安全性が確認されていない。農作物への薬害のおそれ。
塩化ベンザルコニウム	野菜、花卉、観葉植物等の殺菌	水耕栽培で消毒のため水に溶かす、又は温室内に吊り下げ	塩化ベンザルコニウム (殺菌剤)	S54 年失効	イチゴうどんこ病、みかんかいよう病の防除に使用	医療用消毒剤であり、感作 (明らかな免疫反応) や非特異的生体作用を引き起こす可能性を抑制する必要がある。登録されていた当時は、高温時の薬害の注意や、広範囲に使用する場合の魚毒性に注意することとされていた。
クレゾール (ナフタリンと一緒に使用)	ハウス作物のダニ等	ビニールに入れてハウスに吊すと忌避効果を示す	クレゾール (BHC、ナフタリンとの混合剤) (忌避剤)	S46 年失効	畑地の野そ、もぐらの侵入防止、忌避に使用	急性経口毒性がラットで 121mg/kg と高い。皮膚や目に触れるとひどいやけどを起こすほか、蒸気吸入により使用者の安全性に問題。散布された場合農作物の安全性も懸念。
クレオソート (灯油と一緒に使用)	メロン等のアブラムシ等	空き缶に入れハウスの両側に置くと忌避効果を示す	クレオソート油 (忌避剤)	H4 年失効	林地のエゾウサギ、エゾヤチネズミの忌避に使用	クレオソート油は皮膚に対して刺激性があり、蒸気が高濃度の場合目や呼吸器系の粘膜を刺激する。
				S46 年失効	いのししの忌避に使用	
			クレオソート (2-ナフトールとの混合剤) (忌避剤)	H27 年失効	野と、猪、野そ、熊、モグラの忌避に使用	
たばこくず・たばこ抽出物	野菜のアブラムシ等	散布により殺虫	たばこ粉 (殺虫剤)	S48 年失効	稲、果樹、野菜のニカメイチュウ、アブラムシ、ウカ等の殺虫に使用	たばこに含まれるニコチンは毒物であり、人畜に対する急性毒性及び魚毒性が強い。登録されていた当時は、人畜やカイコに対する毒性の強さに注意することとされていた。

特定農薬の調査で情報提供のあったもの			農薬に関する情報			登録農薬以外のものが使用された場合の安全性に関する情報等
資材名	対象病虫害 / 農作物	使用方法・目的	農薬の有効成分名	失効年	対象病虫害、農作物、目的等	
ナフタリン	稲のカメムシ、施設野菜のウリハムシ、アザミウマ等	吊り下げることにより害虫の忌避	ナフタリン (BHC、クイナールとの混合剤) (忌避剤)	S46年失効	畑地の野そ、もぐらの侵入防止、忌避に使用	マウスを用いた変異原性試験で陽性。長時間皮膚に接触すると薬傷を起こす。粉じんを吸入すると頭痛や吐き気を起こす。
ホウ酸	不明	実態は確認されていないが使用される可能性が指摘	ホウ酸 (殺虫剤)	S32年失効	コゾウムシ、バクガ、豆類のゾウムシその他雑穀類の食害の殺虫に使用	大量に内服すると中枢神経に影響を及ぼす。致死量は大人 20g、幼児 5g。
ホルムアルデヒド	桑、カイコ、カイコの飼育室	カイコの病気の防止のため、桑や蚕体、飼育室に散布して消毒(この使用方法では農薬ではない)	ホルムアルデヒド (殺菌剤)	H2年失効	たばこ黒枯病、桑胴枯病、稲いもち病、ばか苗病、ばれいしょ疫病等の防除に使用	劇物。急性経口毒性がラットで 100mg/kg と高い。変異原性があるとの報告あり。蒸気が粘膜を刺激し、結膜炎、気管支炎などを起こす。
パラホルムアルデヒド	桑、カイコ、カイコの飼育室	カイコの病気の防止のため、桑や蚕体、飼育室に散布して消毒(この使用方法では農薬ではない)	パラホルムアルデヒド (殺菌剤)	H2年失効	たばこの黒色根腐病の防除に使用	ホルムアルデヒドの重合体で、高濃度のホルムアルデヒドとして用いられる。毒性情報はホルムアルデヒドと同様。
石油(灯油)	牧草地の雑草	雑草にスポット散布して枯らす	石油 (除草剤)	S57年失効	コンジク、ミツバのヒメジョオン、ハコバ、アザミ等、林地のクサの除草に使用	微生物突然変異試験で陽性。登録されていた当時は、長時間皮膚に付着すると軽い湿疹を起こすことがある。
消石灰	ネギの病害	散布して殺菌	消石灰 (殺菌剤)	S40年失効	りんごのモリア病の防除に使用	経口摂取により中程度の毒性。ラットを用いた変異原性試験で陽性。

参考資料：・14102の化学物質(化学工業日報社、2002年)
・神奈川県環境科学センター化学物質安全情報提供システムのホームページ (<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/>)
・農薬ハンドブック(日本植物防疫協会 1970-1985)

なお、その他、情報提供があったが、登録農薬を使用せねばならないもの（無登録品の使用は違反）

- ・ジベレリン（植物成長調整剤）
- ・ホルクロルフェニユロン（植物成長調整剤）
- ・ストレプトマイシン（殺菌剤、植物成長調整剤）
- ・硫黄（殺菌剤）
- ・硫酸銅・生石灰（殺菌剤ボルドー液の原料）
- ・塩基性塩化銅（殺菌剤）

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針

目的

本指針は、農薬取締法第2条により特定防除資材（特定農薬）を指定するに当たって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方を示すものである。

特定防除資材指定のための評価に関する基本的考え方

特定防除資材は、薬効があるものの中から、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであると確認されたものが指定されなければならない。従って、特定防除資材の指定に当たっては、次の点が科学的に評価されることが必要である。

1 薬効

特定防除資材の病虫害や雑草に対する防除効果、又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制に対する効果が確認されること

2 安全性

特定防除資材の農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認されること

指定に係る手続き

1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲

検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項及び第2項の規定に基づく「農薬」の定義に該当するものであって、原則として以下のものは除く。

- (1) 化学合成物質（食品はこの限りでない）
- (2) 抗生物質
- (3) 天敵微生物（弱毒ウイルスはこの限りでない）
- (4) 有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤などの補助成分が入っているもの

2 検討対象資材の評価優先度

優先して評価する検討対象資材は、主に以下の点を踏まえて農林水産省及び環境省が協議の上決める。

- (1) 安全性に懸念があるとの情報があるもの
- (2) 現に当該資材の使用がかなり普及しているもの
- (3) 評価できる資料が整っているもの

3 指定作業

特定防除資材の指定のために、農林水産省及び環境省において検討対象資材について調査・作成・収集した資料を整理し、検討対象資材の評価優先度を考慮しつつ、評価準備の整ったものから農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合で評価を実施する。

当該評価結果を踏まえて農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会へ諮問し、農業資材審議会は審査終了後、農林水産大臣及び環境大臣に答申を行う。農林水産省及び環境省はこの答申を踏まえ、特定農薬の指定に関する告示の改正等必要な事務手続きを行う。

特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の範囲

特定防除資材の評価は、原則として、下表の資料の範囲内で行うこととする。

ただし、広く食用に供されるものそのものにあつては表中の4の(2)の及びを、広く食用に供されるものの抽出物は抽出方法によっては同を省略することができるものとする。

また、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合又は農業資材審議会において有害性の懸念が指摘された場合は、必要な試験項目について追加して調査を行うものとする。

(表：特定防除資材の指定に際し必要とする資料)

1. 資料概要
2. 物理化学的性質及び成分規格に関する資料
(1) 名称(一般名、化学名等)
(2) 原材料(当該資材の原材料すべて)
(3) 可能な範囲での有効成分及びその他の含有成分 (名称及び構造式又は示性式)
(4) 含量規格(有効成分の含量を%で表示。有効成分が複数の場合はそれぞれについて記載)
(5) 製造方法
(6) 性状(色、におい、形状等)
3. 薬効に関する資料
4. 安全性に関する資料
(1) 薬害(農作物に関する安全性)に関する資料
(2) 人畜に対する安全性に関する資料
急性経口毒性試験
変異原性試験(復帰突然変異試験)
90日間反復経口投与毒性試験
暴露評価に係る試験(作業員暴露、作物残留及び環境残留)
(3) 水産動植物に対する安全性に関する資料
5. 使用方法・普及状況等に関する資料

2 薬効に関する資料及び評価の目安（表中の3参照）

（1）評価に必要な資料

公的試験研究機関において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を必要とする。

病虫害の防除、除草に使用する場合

同一の病虫害又は雑草に対する野外での防除効果試験成績（種子消毒の場合は野外での試験成績でなくてもよい。）であって、試験成績の結果として防除価^{（注）}を算出したもの。

（注）防除価とは無処理区における病虫害の被害を100とした場合の処理区の防除効果の程度を示す指数で、次式で計算される。

$$\text{防除価} = 100 - (\text{処理区の被害} / \text{無処理区の被害}) \times 100$$

農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する場合

同一の農作物に対する野外での生理機能の増進又は抑制効果の試験成績
供試農作物等の名称、評価対象資材使用時期の生育ステージ、対象病虫害・雑草名、当該防除資材の使用法（使用時期、回数、散布方法、単位面積当たり使用量、希釈する場合は希釈倍数）等登録農薬の薬効に関する登録検査時に必要な検査項目と概ね同様の項目

（2）検討対象資材の薬効が確認される目安

病虫害の防除、除草に使用する場合

防除価がいずれの試験においても50以上。

農作物の生理機能の増進または抑制に使用する場合

個別に植物生理学の専門家の意見も踏まえ確認（効果の種類が多岐にわたるため）

3 安全性に関する資料及び評価の目安（表中の4参照）

3-1 薬害

（1）評価に必要な資料

薬害に関する論文等の調査結果

（2）検討対象資材の薬害がないことが確認される目安

指定の際に薬害の発生に関する情報がない場合に、当該特定防除資材について薬害がないことが確認されたものとする。なお、想定される範囲を大幅に超えた使用方法で薬害の可能性を考慮しなければならない場合は、その旨の情報を必要とする。

3-2 人畜に対する安全性

（1）評価に必要な資料

原則として、GLP試験研究機関において実施された以下の文献等（学術論文等として発表されたものでも可）

(ア)急性経口毒性試験(ラット等を用いた試験により概略の致死量を求める)

(イ)変異原性試験(細菌を用いた復帰突然変異試験(Ames試験))

(ウ)90日間反復経口投与毒性試験(ラット等を用いた試験)

に係る試験成績

(I)暴露評価に係る試験(作業者暴露、作物残留及び環境残留。有害性の報告があるもののみ)

評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

(2)検討対象資材の人畜に対する安全性が確認される目安

上の試験成績により安全性が確認されたものは人畜に対する安全性が確認されたものとする。評価の際には、当該検討対象資材の腐敗、かびの発生等二次的な悪影響の有無についても確認する。

3 - 3 水産動植物に対する安全性

(1)評価に必要な資料

魚毒性に関する信頼できる文献等の調査結果

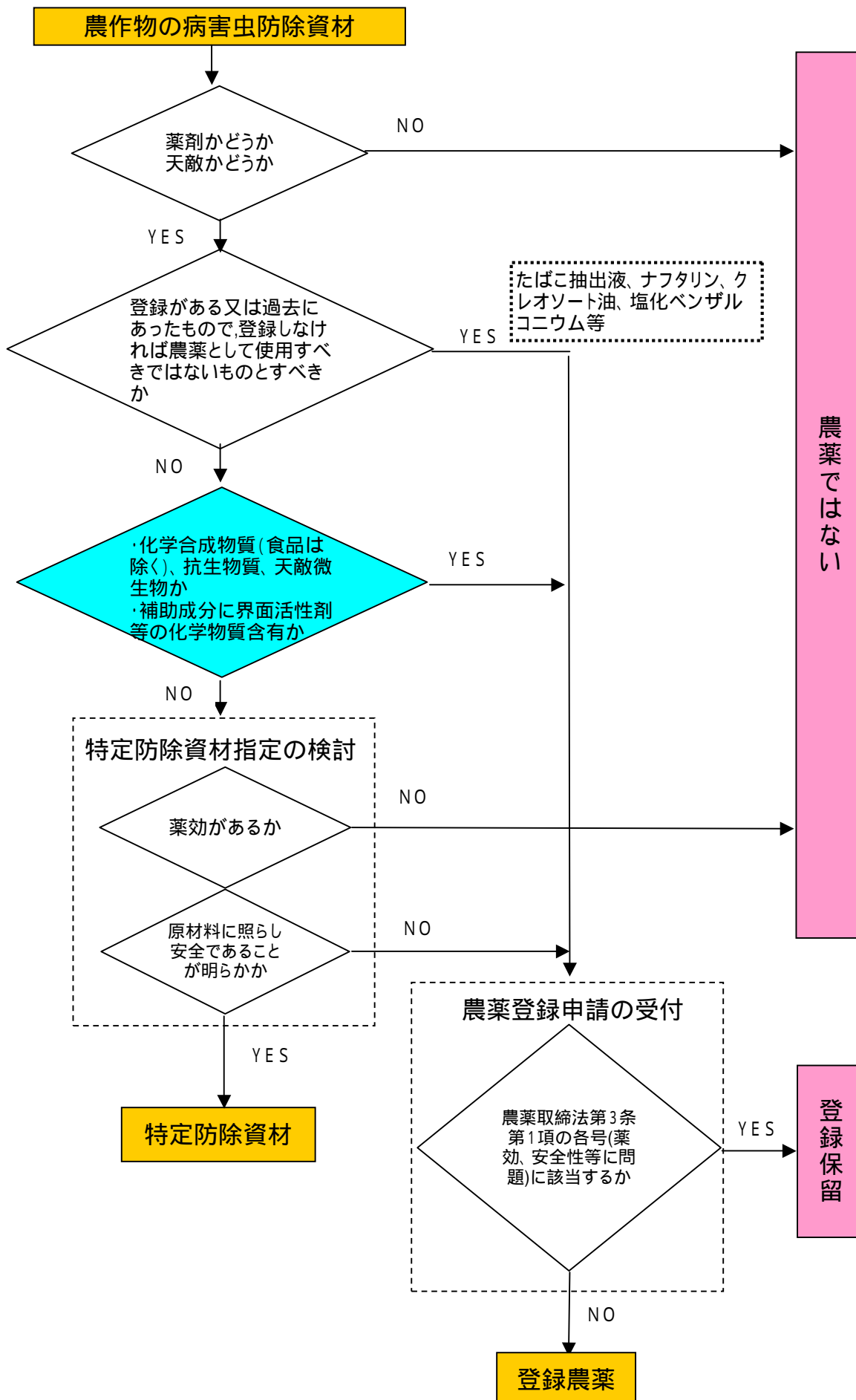
(2)検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安

魚毒性A(コイに対する48時間後の半数致死濃度が10ppmを超えかつミジンコ類に対する3時間後の半数致死濃度が0.5ppmを超える場合)に該当する場合に水産動植物に対する安全性が確認されたこととする。

4 使用方法・普及状況等に関する資料

薬効があり、安全性上問題がないと考えられる通常の使用方法及び使用上の注意事項として考えられる事項並びに資材の普及状況に関する資料とする。

特定防除資材(特定農薬)の整理フロー -



特定防除資材（特定農薬）として指定された資材に 関連する情報提供について

今後、ホームページで以下の情報提供を行うことを検討中。

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして指定されたものですが、たとえ食品であっても大量に摂取したり目に入れたり、環境中に散布しても全く問題がないわけではありませんし、全ての特定防除資材があらゆる濃度や使用量であらゆる病害虫に使用して効果があるわけではありません。

このため、以下のとおり、特定防除資材を使用する方などのために、資材ごとに、殺虫、殺菌等の効果が確認された使用方法などの情報を提供します（天敵などは除く）。使用の際の参考としてご覧下さい。

現在、特定防除資材として指定されている以下の資材については、過去に農薬登録がある（あった）ものであり、その使用方法を記述しています。ただし「同様の有効成分を持つ登録農薬」で薬効が認められたものであっても、特定防除資材では登録農薬と同様の薬効が確認されたわけではないことにご注意下さい。

なお、安全性の高い特定防除資材であっても目や口に入らないよう注意が必要であることはいうまでもありません。

品名	種 類	薬効が認められる対象病害虫	参考となる使用方法
重曹	殺菌剤 (散布用)	イチゴ、トマト、バラの灰色かび病、カボチャ、キュウリ、スイカ、メロン、ナス、ピーマン、イチゴ、トマト、バラのうどんこ病	重曹濃度 0.1% 程度に薄めたものを 10 アール当たり 100～500 リットル 散布。 (登録のある炭酸水素ナトリウム剤の使用方法を参考に記載)
食酢	殺菌剤 (種子消毒用)	イネのもみ枯細菌病、ばか苗病及びごま葉枯病(酢酸液剤として薬効を確認)	酢酸濃度 0.1～0.25% のものに 24 時間もみを浸漬。 (過去に登録のあった酢酸液剤の使用方法を参考に記載)

特定防除資材（特定農薬）の表示の指導について

1．趣旨

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして指定されるものである。

特定防除資材を販売する際の表示については、農薬取締法第7条の規定に基づく表示の義務は課せられてはいないが、同法第10条の2により、有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならないこととなっているところであり、使用者の便宜を図る上でも、殺虫、殺菌等の効果が確認される使用方法等について適切な表示が行われることが必要である。

また、同法第11条により、登録農薬及び特定防除資材以外の農薬を使用してはならないこととなっているため、法第2条第1項の規定により特定防除資材に指定された資材のみが「特定防除資材」である旨が明確に分かるように表示される必要がある。

このため、特定防除資材については、原則として2に掲げる事項についてその容器または包装に表示を行うよう指導することとする。

2．表示が必要な事項

特定防除資材（特定農薬）である旨

特定防除資材名

全ての原材料

主な有効成分

内容量

使用目的（対象病害虫及び効果等）

使用方法（対象農作物等、使用濃度、使用量）

貯蔵上・使用上の注意

製造または販売者の連絡先